

引っ越ししたら、住所変更の届出を忘れずに!



引っ越しで住所が変わったら、14日以内に住所変更の届出をしてください。

マンションや寮は、部屋番号まで登録してください。住所登録が正確でないと、市役所からの大切なお知らせが、お手元に届かない場合があります。

「マイナンバーカード」にも最新の住所を記載する必要があります。忘れずにお持ちください(数字4ケタの暗証番号が必要)。同一世帯以外の人は、当日の処理はできません。

住民異動手続き 場 市民課、各支所

こんなとき	必要なもの(代理人の場合は委任状が必要)	問い合わせ先
他の市町村から転入したとき(転入届)	転出証明書(マイナンバーカードを使った転出届をした人は不要) 本人確認書類 マイナンバーカード	市民課 (☎0848-38-9102)
他の市町村へ転出するとき(転出届)	本人確認書類 マイナンバーカード(転居のみ)	
市内で住所が変わったとき(転居届)	国民健康保険の資格確認書等 後期高齢者医療の資格確認書等 介護保険証	
世帯主や世帯の構成が変わったとき(世帯主変更届、世帯分離届等)	本人確認書類 国民健康保険の資格確認書等 後期高齢者医療の資格確認書等	

●マイナンバーカードをお持ちの人は、マイナポータルからオンラインでの転出の届出が可能です。(スマートフォン用電子証明書搭載サービスに対応した端末をお持ちの人は、スマートフォンのみで手続きができます。)転出の届出後は、転入先市区町村の窓口で転入の手続きをしてください。詳しくは、デジタル庁HPをご覧ください。



デジタル庁HP▲

日曜日に住所変更やマイナンバーカードの受け取りができます

☎ 3月29日(日)、4月5日(日) 8:30~17:15

場 市民課、因島総合支所市民生活課

- 内 ○住民変更の届(転入・転出・転居など)
- 印鑑登録、証明書の発行(住民票・印鑑証明書・戸籍証明書・身分証明書など)
 - 所得に関する証明書の発行
- ※納税や資産に関する証明は除く。事前に担当課(収納課☎0848-38-9172、因島瀬戸田市民税係☎0845-26-6227)へご確認ください。
- 戸籍届出(婚姻や出生など)※後日審査の場合あり。
 - パスポートの受け取り※申請不可。
 - マイナンバーカードの受け取り、電子証明書の発行・更新※カードは各支所で保管しています。移送が必要ですので、受け取り希望日直前の水曜17:00までに市民課へご連絡ください。

受け取り希望日	連絡期限
3月29日(日)	3月25日(水) 17:00まで
4月5日(日)	4月1日(水) 17:00まで

- 特・マイナンバーカード交付通知書兼照会書
・本人確認書類(交付案内参照)
・通知カード(回収します)

※一部取り扱いができないものもありますので、不明な点は事前にお問い合わせください。
※住所変更にとまなう年金・国保等の手続きは、後日担当課で行ってください。

☎ 市民課(☎0848-38-9102)

因島総合支所市民生活課(☎0845-26-6208)

HPで
本庁窓口の混雑状況が確認
できます。混雑状況確認▶



多量の引っ越しごみは ごみステーションに出せません

分別して直接施設へ持ち込むか、収集運搬許可業者に依頼してください。

■転入や転居した人へ

市内でも地域によって収集日や分別が異なります。ごみ分別ガイドブック等でご確認ください。

■マンション・アパートなどを管理する人へ

収集日とごみ分別のルールを入居者に周知してください。収集日の日程表等をお渡ししますので、ご連絡ください。

☎【尾道・御調・向島地区】

尾道市クリーンセンター(☎0848-48-2900)

清掃事務所[収集]・衛生施設センター[持込]

【因島地区(原・洲江含む)】

南部清掃事務所(☎0845-24-0432)

【瀬戸田地区】南部清掃事務所瀬戸田分所

(☎0845-27-0454)

土曜に上下水道の使用開始・使用中止の電話受付を行います

☎ 3月21日(土)・28日(土) 8:30~17:15

☎ 上下水道局お客様料金センター

(☎0848-37-9300)

国民健康保険・国民年金の手続き

場 保険年金課、各支所(御調は御調保健福祉センター)

	こんなとき	必要なもの	問い合わせ先
国保に加入	他の市町村から転入した	本人確認書類	保険年金課(国保) (☎0848-38-9142)(国民年金) (☎0848-38-9143)
	職場の健康保険をやめた	職場の健康保険の資格喪失証明書、本人確認書類	
	職場の健康保険の被扶養者から外れた	職場の健康保険の被扶養者から外れた証明書(被扶養者資格喪失証明書)、本人確認書類	
	子どもが生まれた	母子健康手帳、本人確認書類	
国保を脱退	他の市町村へ転出する	資格確認書(※)	
	職場の健康保険に加入した	資格確認書等(※)と職場の健康保険に加入したことがわかるもの(資格確認書等)	
	職場の健康保険の被扶養者となった	資格確認書(※)、葬祭執行者の通帳、葬祭執行者・被保険者の名前と葬祭執行日が確認できるもの(会葬礼状・埋火葬許可証(控)等)	
国保(その他)	住所・世帯・名前の変更	資格確認書(※)	
	資格確認書等をなくした	本人確認書類・委任状(代理人の場合)	
	就学のため、子どもが他の市町村へ転出する	資格確認書、在学証明書・学生証など、マイナンバーカードか通知カード	
国民年金に加入	職場の厚生年金をやめた	職場の健康保険の資格喪失証明書、年金手帳等	
	厚生年金加入の配偶者の扶養から外れた	職場の健康保険の被扶養者から外れた証明書(被扶養者資格喪失証明書)、年金手帳等	

※限度額適用認定証・特定疾病療養受療証をお持ちの人は、それらの証も必要です。

■不法投棄は犯罪です！

空き地、山林、川など人目につきにくい場所への不法投棄が後を絶たず、環境の悪化・公衆衛生の阻害は大きな問題となっています。

不法投棄は景観を損なうだけでなく、有害物質による環境汚染につながる悪質な犯罪です。違反した場合は、5年以下の拘禁刑もしくは1,000万円以下の罰金(法人には3億円以下の罰金)かその両方の罰則が科せられます。不法投棄を見かけたら、尾道警察署(☎0848-22-0110)へ通報してください。



■不法投棄をさせない環境をつくりましょう！

清潔に管理されていない土地は、不法投棄されやすくなります。不法投棄された場合、土地の所有者や管理者は自らの責任で、不法投棄された物を適正に処理しなければなりません。こまめに草刈りをし、あるいは柵を設けて勝手に立ち入れられないようにするなど、不法投棄をさせない環境づくりに努めましょう。

不法投棄が後を絶たず、対応に苦慮されている地域がありましたら、不法投棄対策品(看板、赤い鳥居、ネット、トラロープ)の支給や防犯カメラの貸し出し制度がありますので、清掃事務所または南部清掃事務所へご相談ください。☎清掃事務所(☎0848-48-2900)南部清掃事務所(☎0845-24-0432)

清掃

～ごみの水分は
よく切って
出してください～

【尾道・御調・向島地区】 ☎尾道市クリーンセンター(☎0848-48-2900) 衛生施設センター【持込】・清掃事務所【収集】
【因島地区(原・洲江含む)】 ☎南部清掃事務所 (☎0845-24-0432)
【瀬戸田地区】 ☎南部清掃事務所瀬戸田分所(☎0845-27-0454)

■3月の「休日」のごみ持込受付 (対象は家庭ごみです。)

22日(日)	8:30~12:00	尾道市クリーンセンター 南部清掃事務所 瀬戸田名荷埋立処分地
28日(土)	8:30~11:00	御調清掃センター

必ず分別をして持ち込んでください。(資源物・粗大ごみを含む)

※向島クリーンセンター・因島リサイクルセンターは休日の持込受付はありません。

■3月20日「春分の日」のごみ収集

火・金曜が「もやせるごみの収集地域」のみ収集します。
※もやせるごみ以外の収集はお休みです。
※ごみ持込受付はありません。

注射針は、出せません！

在宅医療などで使う注射針はごみステーションへ出せません。
病院・調剤薬局など、処方された所に相談してください。

おしえて!★
エコレンジャー

リユースって
なん
何だろう? ①②

③ まだ使えるものを、もう一度大切に使うことだよ。

リユース: そのままの形
で使い続けること。
リサイクルとは
ちがうのかな? ランドセルや

④ 『ごみ減量』にかかせ
ない 4 R のひとつです!

環境資源リサイクルセンター

(☎0848-48-2212)
10:00~16:30/月・木・祝日休館

4月の出張販売

4/3(金) 13:30~	ダンボールコンポスト講習会 定 3人 料600円 持ダンボール箱2個	4/4(土) 10:00~14:00	市民センターむかいしま
3/27(金)~4/5(日)	「制服まつり」	4/8(水) 10:30~14:00	瀬戸田市民会館前駐車場
※このイベントの趣旨により、販売は実際に使用する学生本人が保護者に限らせていただきます。 ※まだ使える学生服、体操服、学用品がありましたら、寄付をお願いします。		4/10(金) 10:00~14:00	道の駅クロスロードみつぎ
4/7(火)~19(日)	「スプリングセール」	4/14(火) 10:30~14:00	因島総合支所1階デッキ
売り場スペースなど一部商品を除いて、衣類・食器セール		急な休館やイベント情報などを発信しています。 ☎ https://www.facebook.com/onomichi.recycle	

広島銀行尾道市役所派出所 廃止のお知らせ

本庁舎内に設置の広島銀行尾道市役所派出所を、3月31日(火)をもって廃止します。

4月以降の市税や各種料金等の窓口でのお支払いは、最寄りの金融機関などをご利用ください。

なお、コンビニ収納用バーコードのある納付書は、本庁舎1階テナント「尾道みやげ市庁舎店」でも納付が可能です。

また、市税や一部の料金等は、地方税共通納税システム、口座振替、コンビニエンスストアの窓口やスマートフォン決済アプリによる納付もご利用いただけます。

※詳しくは、市HPをご覧ください。

☎会計課(☎0848-38-9148)

市HP▶



手話通訳者が 窓口でお手伝いします

☎ 3月17日(火)、4月21日(火)
9:00~12:00

手話通訳が必要な人は社会福祉課窓口へお越しください。

市役所本庁での手続きなどをお手伝いします。

※来庁時間が分かる場合は事前にお知らせください。

☎社会福祉課

(☎0848-38-9125・

FAX 0848-38-9206)

✉s-fukusi@city.onomichi.hiroshima.jp

健康・福祉

令和8年度国保の人間ドック助成

☎ 令和8年度中に20歳以上74歳以下の尾道市国保の被保険者

■助成券申込期間 5月7日(木)~12月28日(月)

■人間ドック受診期間 5月14日(木)~令和9年3月31日(水)

※助成の要件、申請方法などは、広報おのみち4月号でお知らせする予定です。

■対象実施機関(*印は、脳MRI検査のできる機関)

松本病院

中国労働衛生協会

尾道市立市民病院*

JA尾道総合病院*

公立みつぎ総合病院*

村上記念病院*

因島医師会病院*

※医療機関への予約開始日は、医療機関によって異なります。

☎保険年金課(☎0848-38-9142)

令和8年度医師確保奨学金 奨学生募集

☎ 次のいずれかに該当し、医師として市の公立病院で従事する意思を有する人

①大学の医学を履修する課程に在学する人

②研修医として病院で医療を実地で研修している人

受付期間

4月1日(水)~5月7日(木)必着

貸付金額 月額20万円以内

※市の公立病院で医師として勤務した場合、期間に応じて奨学金の返還を全部または一部免除します。

定 3人(面接あり)

☎ 市HPの申請書類を健康推進課へ郵送か持参

☎ ☎722-0017 門田町22-5

健康推進課

(☎0848-24-1961)

「発達障害かも」と悩んでいる人へ 発達障害の相談窓口

4月2日は「世界自閉症啓発デー」、4月2~8日は「発達障害者啓発週間」です。

発達障害は、生まれつきの脳機能の障害と言われ、その特性は一人ひとりさまざまです。コミュニケーションが苦手だったり、課題や遊びなどの活動に集中し続けることができないなど、日常生活で困っていることがあるかもしれません。

家族、学校、職場などの周囲の人がその人を正しく理解し、良いところを認め、苦手なところをサポートすることで、本来持っている力を発揮することができます。

発達障害について理解を深め、お互いに支え合い、誰もが暮らしやすい社会を目指しましょう。「発達障害かも」と悩んでいる人は、相談窓口をご利用ください。

☎ 障害者サポートセンターはな・はな(☎0848-29-5002)

はな・はな因島瀬戸田センター(☎0845-23-7020)

社会福祉課(☎0848-38-9124)

因島福祉課(☎0845-26-6209)